

## 高橋 則雄

### パリ・コミューンにおける人民主権の展開 —公教育をめぐる区行政組織と民衆運動の考察から—

本論文は、パリ・コミューンにおける人民主権の展開を、公教育をめぐる区行政組織と民衆運動を考察することを通じて、明らかにすることを目的としている。なお、この時期（1871年）の民衆運動が、モンターニュ派国民公会期のパリ・セクションや民衆結社、民衆活動家の運動と、民衆による主権の行使という点で通底していたものとして考察をすすめた。

パリ・コミューンの歴史的評価は時代状況に応じて特定の党派がくさず教条主義的な解釈に基づき、一定の型に当てはめて単純化することがおこなわれてきた。パリ・コミューンの中枢機関である議会や各種委員会が地域の活動を指導して行政をすすめ、それにインターナショナル派が大きな影響を与えたという言説が中心をなしてきたのである。すなわち、パリ・コミューンは、上からの指導による「社会主義的」運動であったという、極めて一面的な視点に基づく歴史事象として位置づけられる傾向にあった。

本論文は4章から成る。第1章では、パリ・コミューンが成立する契機となったのは、市の自治権を認めさせることにあったことを想起しつつ、パリ・コミューン議会と教育委員会、各区の行政組織や民衆組織の関係を共時的ならびに通時的な観点により分析した。パリ・コミューンの成立に際しては、従来、「労働者による初めての政府」という紋切型の解釈がなされてきた。しかし、本論文では、民衆たちの運動の中核を担った国民衛兵や二十区共和主義中央委員会、インターナショナル・パリ支部による声明、宣言などに注目し、それらの運動が市議会選挙の実施と自治権を求めたことに原点があったことを確認した。この点を踏まえて、教育委員会の再編過程を分析し、地域の教育活動の存在を浮かびあがらせた。さらに、この時期の学校の学籍リストの精査を通じて、民衆の公教育観を分析し、議会と区行政、区行政における学校行政を垂直に貫徹するパリ・コミューンの権力構造が人民主権に基づくものであったことを明らかにした。

第2章では、民衆組織の形成過程の考察を通じて、帝政期から臨時国防政府期において社会的、政治的問題意識が継承されていたことを確認した。さらに、民衆組織の内部規則を分析することにより、臨時国防政府との間で緊張関係が高まることにより、民衆組織は自らの組織構造を変化させ、公然組織と非公然組織という二重構造の組織を形成したことを明らかにした。この点に関して、先行研究では、パリ・コミューン議会という政治の表舞台からの視点に依存してきたため、民衆組織の重要性を指摘しつつも、その実態を解明するには至らなかった。本論文では、民衆集会の議事録や民衆クラブの機関紙等の分析を通じて、民衆たちと議会との関係では「命令的委任」という形式をとる直接民主制を志向していたこと、すなわち、パリ・コミューンにおいて試みられた政治体制が人民主権に基づいておこなわれようとしたことを、明らかにした。

第3章および第4章では、『公教育委員会議事録』を基に、国民公会議員たちが抱く民衆像を分析し、ルペルティエ案の中心課題として位置づけられた公教育の「無償性」「義務制」および「理念」「民衆イメージ」に対する意見を比較、検討した。その結果、理想とする新しい国家体制「共和国」を建設するために、最小限の国庫負担で実施できる公教育を採択することが、議員たちの意見に共通していることを明らかにした。さらに、「ルペルティエ案」と「ブキエ案」という二つの公教育案の検討過

程に、議員たちと民衆をめぐる関係の変化を投影させることによって、モンターニュ派国民公会期の公教育検討の特質を明らかにした。93年憲法を一度は成立させた議会、ジャコバン派議員たちは、この時期、徐々に民衆たちから離反し、人民主権を棄却することによって、革命を終焉へと導いたのである。公教育の議論の中には、民衆を主体とする社会の建設という議論は、ついにみられず、国家による「徳の共和国」の建設のための手段として公教育が構想されたことを明らかにした。

第4章では、共和国の建設という名目の下に、公教育案を検討する議会に対して、パリの民衆組織（セクションや民衆協会）でも公教育案を検討していたことを明らかにした。そのうえで、民衆組織による公教育案には、具体性があり、しかも流動化する政治状況の反映もみられ、民衆組織の内部における社会的結合関係や経済・産業活動の実態に基盤をもつものであったことを確認した。

以上、本論文は、人民主権という政治概念を一旦社会のなかに置き、パリの民衆たちの公教育に対する要求を地域に根ざした運動として再定義し、構造的に分析することを通じて、パリ・コミューンの歴史的評価に新しい視座を提供するものである。